テヘランの公設市場

食料流通と都市行政

岩 﨑 葉 子

はじめに 食料流通と行政当局 テヘラン市の公設市場 むすびにかえて

はじめに

本稿の目的は,現在のテヘラン市において 市政府(shahr·dārī)が開設する食料の「公 設市場」の実情を紹介することにある。本稿 が「公設市場」として取り扱うのは,後述す るように主として市場の開設(場所・入居業 者の確保)に市政府が責任を負う青果および 食肉の卸売・小売市場である。またテヘラン 市ではこの他に,市政府が営利事業としてそ の運営に当たる小売(スーパーマーケット) 事業があるが,それについては公設市場に準 ずるものとして補足的に触れる。

一般に,都市における食料供給問題は行政 当局の大きな関心事である。この分野で行政 当局が行う施策は多岐にわたり,たとえば日 本の場合では,食料流通関連の地場企業の育 成や,近郊農業の振興,消費者生活の保護な どが含まれている。とはいえ端的な例として しばしば想起されるのは,市場の統合や移転 といった,流通機構の再編問題であろう。大 都市における流通機構は、その多くがもともと民間部門の私設市場や商業施設を起源として発達してきているが、都市の規模が拡大するほど、それら全体を行政的に管轄・統制する必要性は増大し、より大規模で効率的なおりによって解決され得ない場合もともに顕在化する交通混雑や環境汚染などの諸問題に対処すべく、然るべき都市計画を整理し、インフラを整える必要性にも直面する。その結果として、既存の諸市場の統合・移転、また行政当局による新たな公設市場の開設などの再編問題が浮上するのである。

一例として、東京の市場再編事業について見てみよう。東京の場合には、各地区に分散する複数の民営卸売市場を、より大規模な新市場の施設へ誘致し、そこでさらに業者同士の統合などを進め、比較的広域の消費市場を念頭に置いた中央卸売市場を開設するという方法が採られた。1923年に最初に制定された「中央卸売市場法」によって法的な根拠を得た公設卸売市場が、1935年に市内数カ所に開設されたのが端緒である(注1)。その後幾度かの整理・統合を経、現在11の中央卸売市場(注2)

が都内に開設されている。実際の市場運営は 入居している民間業者が行っているが,業者 の認定や市場施設の管理,生鮮食料品市場に おける衛生検査などで,都の官吏が関与する。

東京都の中央卸売市場では,市場再編が行 われたのちも入居業者やその顧客,取引方法 などの面に、旧来の市場構造が色濃く残され ている。有力入居業者と産地との固定的関係, 決済に関する慣行などは、それまでに培われ てきた市場関係者のノウハウとして蓄積され ている。東京の場合のみならず,一般的には, 市場再編事業に際して既存の秩序をまったく 無視するようなかたちで再編が行われること は稀であり、往々にしてそれまでのあり方を 一定程度踏襲した新市場が構築される。これ は次節にみる各国の公設市場再編の様態から も窺い知ることができる。現在わが国の主要 都市には,このような「中央卸売市場」と呼 ばれる青果・鮮魚・花卉・食肉などを扱う公 設市場が, 県や市などの地方公共団体によっ て87カ所^(注3)開設されている。

さてテヘラン市では、こうした問題に対する行政当局(市政府)の働きかけは、いかなる形をとっているのであろうか。東京の事例を念頭に置きつつ、本稿ではテヘラン市における市政府の具体的な市場政策を概観する。 筆者は2003年の6~7月にテヘランにおいて食料の公設市場の調査を行った。本稿ではこの調査での見聞記録に基づき、現在のテヘラン市の主要な公設市場における市政府の役割を検討したい。

以下では,テヘラン市における公設市場を 具体的に紹介・検討するに先立って,まず都 市の行政当局にとって公設市場開設問題が一 般的にはどのように位置づけられているか, を具体例とともにごく簡単に概観し,そののちテヘラン市の場合についても検討する。さらに第 節において,調査で実際に訪問したテヘラン市の公設市場を紹介し,その機能とともに民間部門との並存のあり方を考察することとする。

食料流通と行政当局

保田(注4)によれば,現代の自由主義経済諸 国における流通政策は,大きく2分野に分け て考えることができる。すなわち「流通経済 政策」と、「流通社会政策」とである。前者 は流通の近代化や物流の合理化などを実現す るための諸施策であり,後者は零細流通業者 や消費者保護を目的とする諸施策である(注5)。 このうち「流通経済政策」と呼ばれるものの なかには,さらに(1)流通近代化政策(商業店 舗の大型化の推進,推奨など),(2)中小商業振 興政策(一定程度の規模を備えた商店・商業団 体への金融面での助成など),(3)取引公正確保 政策(公正取引委員会の監督による商業競争に おける不公正の是正など),(4)物流合理化政策 (商品の運送・保管を中心とした物的流通の合理) 化)が含まれる。いわゆる「公設市場」の開 設は,一般的にはこの(4)の諸施策のなかのひ とつに含めることができよう(後に見るよう に,テヘラン市の開設している公設小売市場を 比較的廉価な青果・食肉を市民向けに供給して いるという観点から「流通社会政策」の一施策 としてとらえることも可能である。

行政当局が都市管理を目的として上記の「流通経済政策」を位置づけ,食料の公設市場の開設やその効率的な運営に取り組むこと

はまた,きわめて一般的に見られる現象であり,歴史上もまた現在も各国の諸都市における行政当局の非常に大きな関心事であった。

たとえばロンドンの主要な青果物卸売市場は,17世紀に国王が市政府の行政官に市場開催の権限を与えたことに起源をもち,その後も市の管轄下に置かれる公設市場である。各市場はもともとロンドン中心部に位置していたが,1970年代以降に交通混雑が深刻化し,議会による関連法の制定に拠って,そのほとんどが郊外へ移転した。ただし入居業者が移転計画を歓迎せず,条件の悪い都心部で操業を続ける市場もある(注6)。

パリでは、1953年に制定された「卸売市場法」によって「国家公益市場」に指定されたパリ中央卸売市場(ナポレオン三世時代に起源をもつ)が、市内の農産物流通の要として機能している。同市場も、1969年にパリ中心部から南部へ移転している。パリのものを含め全国に23ある「国家公益市場」には、市況情報システムが導入され、日々、農業省官吏が価格情報をコンピューターで流して国内の青果物価格のベースを提供している(注7)。

ソウルでは,もともと中心的卸売市場機能を提供していたのは,法定卸売市場(注8)と呼ばれる公設市場と問屋集団が実質的に卸売市場の機能を果たしている民間市場(類似卸売市場と呼ばれる)であった。1985年,それまで新たな公設市場の建設には財政上の理由から積極的でなかった韓国政府(注9)が,既存流通施設の老朽化や商的機能の前近代性などを問題視して公共投資によって新市場を開設した。これが「公営法定卸売市場」である。しかし入居業者の数が多く,その大部分が零細業者であることから系列化された閉鎖的な

取引関係が依然として残り,行政当局はその 解決が必要と考えている。

以上のように,各国の諸都市で行政当局が市民への食料供給の安定的確保のため,あるいは市内の交通混雑緩和や流通効率化のために,公設市場(とりわけ卸売市場)の開設や移転・再編事業に取り組んできた。このような公設市場の開設問題は,一定の規模以上の都市であれば都市管理行政当局にとって不可避的な課題となっているように思われる。

さてテヘラン市の場合,行政当局がつねに 一定程度関与してきたのは,食肉流通の分野 と言えるだろう。これは恐らくはイスラム法 に定められた屠畜方法を遵守するためと考え られる。後述するようにテヘラン市では,第 二次世界大戦後にすでに市政府の積極的なア プローチによって食肉流通網の整備や衛生管 理などが行われていた。ターヘリーによれば, 現在のイランにおける市政府のうちテヘラン 市などの規模の大きい所には,都市行政補佐 (mo'āven-e omūr-e shahrī)が置かれ,その管 轄下に消防署や公園・緑地管理部などと並ん で、食肉流通管理のための「屠場」部が置か れることになっている(注10)。イランの諸都市 の市政府は, 畜解体場の監督を都市管理行政 の重要な一分野として位置づけていると考え られる。

テヘラン市の食料流通分野における、従来の市政府のスタンスが大きく変容したのは、端的には1990年代以降である、とマダニープールは指摘する(注11)。彼によれば、1980年代にはイランにおける都市管理のための諸施策は革命前のそれと、法的にも行政的にも驚くべき継続性をもって推移したにもかかわらず(注12)、1990年に始まったイランの経済自由

化プログラムの開始とともに、そこに大きな変化が訪れた。マダニープールは、この時期のテヘラン市政府の都市行政の特徴として、道路・公園の新規建設、環境問題対策などそれまで十分な取り組みがなされてこなかった分野への重点的な資源投入に加えて、自治体サービスの民営化プログラムの開始、(市政府の財源としての)新しい商業施設の設立などを挙げている。またこうした新施策推進のために、テヘラン市長の権限が大きく拡大され、結果としてテヘラン市に財政的な独立の可能性がもたらされたとする。

本稿の注目する公設市場に対する市政府のスタンスも、この時期に大きく変化したと言えそうである。上述のような屠場開設などの例外的事例を除いては、いわゆる流通分野に関する市政府の介入は、従来、もっぱら土地利用規制(注3)を通じての間接的なものであったと言われている。しかし1990年代以降は、のちに紹介するように、青果・食肉卸売市場の移転・開設のみならず市直営のスーパーマーケット・チェーンが展開されるなど、あらたな商業施設の設立に市政府が深く関与し始めた。

マダニープールは、こうした一連の試みの数々が市政府の行政分野における「企業家的アプローチ」採用の表れであると指摘している。こうしたアプローチが採られるようになった背景には、増収を図る市政府の意図がある。もともと中央政府からの財政援助に著しく依存していた市政府の財政は、その徴税能力に問題を抱えていた。そうした状況下でさらに革命後に市民の経済活動水準が低下したことによる税収の減少やインフレの進行という逆境に直面し、抜本的に財政基盤を強化す

る必要性が生じたためと見ることができそうである。すでに見た外国の諸都市の事例では,都市行政者はあくまでも都市部における安定的な食料供給の確保を主眼として公設市場政策を採っていた。テヘラン市の場合にはこうした目的と同時に,次節で見るような食料流通網の見直しや流通分野への市政府の参入という施策を具現化した新しい「公設市場」が,市政府に従来より潤沢な財源を(経済自由化に伴う各種行政サービスの民営化プログラムと同様の意味で)提供するだろうとの期待から,導入されたと言える。

このように1990年代以降,新たな展開を見せたテヘラン市の流通政策であるが,次節では筆者の現地調査の結果をもとに,現在のテヘランにおける主要な公設市場の具体的検討を行うこととしよう。

テヘラン市の公設市場

筆者は2003年の6月から7月にかけて,テヘラン市における公設市場の現状に関する調査を行った。第 節でもふれたように,市政府は従来,屠場の開設・管理を中核とする食肉流通分野に関与してきたが,1990年代以降はさらに広範な流通分野でプレゼンスを示すようになった。現在テヘラン市では,主として青果および食肉・魚流通の分野に関して市政府の開設する公設市場が積極的な役割を果たしている。

冒頭に述べたようにテヘラン市政府の開設 する公設市場として,青果および食肉の卸売 市場をまず第一に挙げることができる。また この他に,安価な青果や食肉を市民に提供す ることを目的とした公設小売市場が,市内の各地区に開設されている。以下に紹介するようにこれら公設市場にはいずれも民間業者が入居しそれぞれの流通業務に携わっている。以下では,卸売市場と小売市場のそれぞれについて,市政府の関与のあり方を含め検討してみたい。

1.公設卸売市場

(1) 市政府と市場

現在テヘラン市には青果および食肉・魚の2種類の公設卸売市場がある。これらは,市政府が市場の諸施設(造成された敷地,建物,倉庫など)を建設し,そこへ民間の卸売業者を誘致して操業させる形式を採っている。いずれも1990年代に入ってから新たに開場した。

青果卸売市場と食肉・魚卸売市場のいずれの場合にも,市場における市政府の主要な役割は施設の管理・維持,また利用者からの徴税にある。集荷,取引,輸送といった卸売業務は入居業者が主導して行っている。

以下に,筆者が訪問した2市場の事例を挙 げよう。

(2) 大テヘラン青果中央卸売市場

テヘラン市の南部,アブドル・アーバード('Abdol-ābād) 地区に1993年に開設された大テヘラン青果中央卸売市場(meidān-e markazī-ye mīve va tare-bār-e Tehrān-e bozorg)がある。市内にあった複数の民営市場が,メイダーネ・タレバール(meidān-e tare-bār 野菜・果物広場の意)の通称を持つ新設卸売市場へ同時に移転して,新たな営業を始めてからおよそ10年がたつ。

もともとテヘラン市における青果流通の要とも言える役割を担っていたのは,市の南部に開設されていたいくつかの民営卸売市場であった。よく知られ最も入荷量の大きかった市場は,シューシュ広場(meidān-e Shūsh)に近い卸売市場であった(第1図)。またバフマン広場(meidān-e Bahman)付近にも比較的小規模の青果卸売市場(注14)があった。新市場へ移転したのは主としてこの二つの市場で操業していた業者であるが,市内への青果物供給機能上は前者が中心的な位置を占めたと言われている。

移転は,旧市場の施設が入荷量の増大に追いつかず手狭になったためと,それに伴って 周辺の環境悪化が甚だしくなったためと説明

写真1

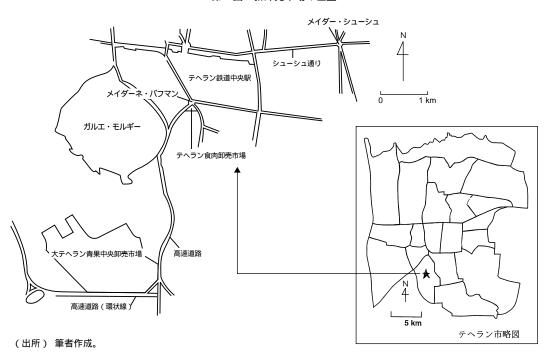


シューシュ広場そばの市場跡地

写真 2



現在公園となった跡地



第1図 新卸売市場の位置

されている。シューシュ広場の市場跡地は現在,公園として生まれ変わっている(写真1,2) 往時を知る人々は,輸送トラックの混雑と不衛生な市場施設からの悪臭とが原因で周辺環境はかなり悪化していたと語る。新市場への移転は市政府の主導で行われた。市政府がテヘラン郊外の未利用地を造成し,旧市場で操業していた業者の店舗を買い取り,新市場での店舗の営業権(注15)を再び彼らに売却するというかたちで移転が進められた。

新市場はテヘラン鉄道中央駅とベヘシュテ・ザフラー方面とを結ぶ高速道路からアクセスの良い広大な敷地(約260ヘクタール(注16))を有する(写真3)。正門に面した道路から市場内への出入りには特にチェックはない。ここでの主要な取引は毎日午前2時頃から4時頃までの間に行われているため,筆者が見学

を目的として同市場を訪れた午前8時には, わずかに売れ残った青果が並べられていた。

敷地内は、大きく3ブロックに分かれ、それぞれのブロックにさらに34カ所の倉庫(兼店舗)群がある。おおむね、各倉庫群が西瓜、じゃがいもといった特定品目の販売に特化している(複数の品目を専門に扱う業者ももちろんいる)、入居している卸売業者の事務所がこの倉庫内に併設され、そこで決済手続きが行われている。各倉庫の前に高さ1メートルほどのコンクリート製の縁が舞台のように張り出しており、ここに品物が並べられて取引が行われている(写真4)。

敷地が広大なため,倉庫群のすぐそばに荷 待ちのトラックが何台も停車できるスペース がある。取引後の青果物の輸送は,買い付け に来る小売商が自家用車を用いている場合の ほか,業者に委託して行われる場合もあるため,市場内には輸送専門業者の事務所も併設されている。

ここで操業する業者はすべて民間の青果卸売業者である。聞き取り調査によれば,現在市場には約550の業者が入居している。小売り販売は原則として行われていない。卸売業者のほとんどがハッゴルアマル・カール(haqq-ol-'amal-kār 仲買人・問屋の意)と呼ばれる委託販売業者で,産地で生産された青果を小売業者へ卸す取引の仲介業務を行っている。彼らが青果物を買い取ることは原則としてない(注17)(写真5)。それぞれ固定的契約関係のある産地の納入業者(生産農家自身であることもある)から集荷している。入荷されて売れ残った青果は,基本的にその日のうちに処分(廃棄または投売り)される(注18)。

ここで取引される青果の産地はほぼ全国に 散らばっている。ゴルガーン (Gorgān) のす もも,サーヴェ (Sāve) のメロン,ゴム (Qom) の西瓜,エスファハーン (Esfahān) のじゃ がいもなどが見学当日の主要取引作物に見ら れた。

この市場では相対取引による価格決定が基本である。競りは市場内ではいっさい行われていない(注19)。毎日午前1時から2時頃までには入荷が終了し,値が決まる。最少取引単位は1キログラムで,トン売りが一般的な青果(西瓜など)もある。価格は入荷量にしたがって毎日わずかずつ変化するが,大きな変動はおしなべて週単位のようである。ちなみに1キログラム当たり1080リヤールのじゃがいもの場合,このうち出荷農家へは市場での売り上げの3割程度が支払われているとのことであった。

写真3



大テヘラン青果中央卸売市場

写真4



倉庫前に並べられた青果

写真 5



「ハッゴルアマル・カーリー」の看板

さて新市場における市政府の役割については,おおむね以下のようにまとめられる。市場の土地・建物(倉庫・管理舎屋など)は市

政府がその所有者であるが,入居業者は市政府から前述のような倉庫(兼店舗)の営業権を買い取っている。したがって,卸売業者の市場への参入・退出は営業権の売買を通じて原則的には自由に行われ,市政府の介入はない。営業権の買取に要する資金が高額であることを除けば,概して市場への参入障壁は低いと見られる。市場内の業者組合が活動しているが,会費を納入すれば入居業者は誰でも自由に参加することができ,組合員証(gavāhīnāme)が交付される。入居業者のほとんどがこの組合に加入しているという。

入居業者は市政府にアヴァーレズ('avārez)と呼ばれる地方税を納付している。市政府はこれを財源として市場の施設管理を行っている。市場の清掃や,植栽などが市政府によって行われている。翻ってこれら以外に,市政府がこの市場で果たす役割は特にない。取引の方法や価格付けには市政府は原則として介入しない(注20)。したがってここでの市政府の役割は営業権を売却した不動産所有者のそれに近く,市場運営は入居業者が主体的に行っているのが実態である。

ちなみに東京都の場合には、中央卸売市場には常時都の職員が複数在勤し、さまざまな市場運営上の指導を行っている。冒頭で述べたように、民間業者の自由な商業活動をできる限り規制しないという基本的なスタンスはとりつつも、競り取引や即日決済の原則(注注)を定め、推奨・監督している。また市場内で起きた取引上のトラブル(商品劣化、事故な起きた取引上のトラブル(商品劣化、事故など)に際しても当事者同士の話し合いに都職員が第三者として立ち会うことなどが決められている。都当局が市場の土地・建物の所有・管理を行うという点ではテヘラン市の場合と

変わらないが,市場運営という側面から両者 を比較すると都の介入の度合いは大きいよう に思われる。

(3) テヘラン食肉卸売市場

テヘラン南部,鉄道の駅に程近いバフマン 広場(meidān-e Bahman)に面した一画に, 通称「コシュタールガーフ」(koshtār-gāh 屠場)として知られるテヘラン食肉卸売市 場(sard-khāne-ye Tehrān)がある(写真6,7。 一見して,敷地内にそびえる巨大な冷凍施設 が目につく。この施設は現在,テヘラン市冷 凍庫・屠場機構(sāzman-e sard-khāne va koshtār-

写真6



「冷蔵庫機構」の表示

写す 7



テヘラン食肉卸売市場の冷凍施設

gāh-e shahr-dārī-ye Tehrān)^(注22)の直接の管轄 下に運営されている。

イスラム法に基づく屠畜方法が義務づけら れているために、もともとイランにおける屠 場は都市機能の重要な一部分として行政当局 がその管理・運営に深く関わってきたことは、 第 節で述べたとおりである。テヘラン市で は,1967年にイタリア,ドイツ,デンマーク などのヨーロッパ諸国の協力を得て,市政府 が畜解体場を建設し,現在の卸売市場の基礎 を築いた。当時は中東諸国の中で最大級の屠 場に数えられたという。1974年には屠場の近 くに冷凍施設などが増設され設備の拡大が進 んだが,周辺部に都市化の波が押し寄せるに したがって,混雑・特異な臭気などの問題を 抱えがちであった屠場の郊外への移転問題が 浮上してきた。1991年に市の郊外へ屠畜業者 が分散して移転し、その後1993年に新設の卸 売市場が営業を開始した。市場の衛生管理官 によれば,目下テヘラン市に精肉を供給する 屠場は30から40カ所程度と見積もられる(注23)。

現在のメイダーネ・バフマンには冷凍施設が残り,精肉(鶏,羊,牛)とペルシア湾岸から搬送されてくる魚の卸販売のための市場として機能している。精肉の梱包作業もここで行われ,テヘラン市における食肉流通の要となっている。新しい施設は,きわめて清潔に保たれている。

さて,現在この卸売市場へは約50の民間業者が入居している。その中でも15から16が大手業者として知られる。大手業者は,ペルシア湾岸で獲れた魚を大量に買い付け,テヘランまで輸送することが可能な取引ルートを保持しているという。市場内には20から30個の,サロンと呼ばれる倉庫(および店舗)を備え

るかたちで分割された空間があり,それらを さらに区分して市政府が業者に賃貸し (注24)し ている。サロンには各卸売業者の事務所など が併設されている。

ここへ集荷される食肉はほとんどが生産者からの買い取りで,青果市場のような委託販売形式(ハッゴルアマル・カーリー haqq-ol-famal kārī)での取引はきわめて少ないとされる。また小売も若干行われているが,基本的には卸売市場として機能している。出入りする市内の小売業者はおよそ4000と数えられている。

商品の価格設定に関して,青果市場と同様に市政府の介入は原則としてなく,市場での 需給状況で決まる。イラン南部からの鮮魚の 価格もここで決まるといわれている。

市場へ勤務する市職員の数は20人程度で,市場全体で働いている人員数1000人余りに対してさほど大きいプレゼンスはない。市場関係者の話では,従来,市政府によって獣医や衛生官などの専門家が多く配置され,学術機関との共同研究事業などにも予算的措置が講じられてきていたが,最近はそうした市政府の積極的関与が薄まってきている。衛生管理面での責任の分担が,市政府と関連省庁(保健省など)との間で上手く調整されていないことにも遠因があるとのことである。歴史的には市政府がその管理・運営に小さくない役割を果たしてきた食肉流通分野だが,目下その機能はかつてよりも限定されたものになっているという印象を受けた。

また衛生管理官の話では,市内に「違法流通」する食肉の存在が問題になっているという。正規の検疫などを経ずに,近隣の農村などから家畜が持ち込まれ,市内で飼育され食

用に販売される例が少なくない。家畜および ヒトに害を及ぼす可能性のある伝染性の疾病 の流行を予防するという観点から,こうした 事例の行政当局による取り締まりが今後強化 される必要があるとのことであった。

市政府としては,市内の小売業者を集める 卸売市場を一箇所に設置することを通じて, 市内に流通する食肉のルートを限定し,(衛 生管理上の)監督を行うという方針を採って いるということになる。

2. 公設小売市場

(1) 市政府の役割

現在のテヘラン市には、市政府が各行政区に開設した市民向けの小売の公設市場がある。ここでは市政府は、市場施設の管理や入居業者の選定のほか、価格設定などに直接関与し、市民に比較的安価な食料(おもに青果)を供給することを目的としている。現在テヘラン市の行政区は20区あるが、そのすべてにひとつないし複数の市民向け公設小売市場が開設されている。市場は常設で、バーザーレ・ルーズ(bāzār-e rūz その日の〔新鮮な物資を提供する〕市場の意)と呼ばれている。

(2) 青果・食肉小売市場

バーザーレ・ルーズと呼ばれる市民向け青果・食肉小売市場は、その人口規模などに配慮しつつテヘラン市内の各行政区に開設されており、現在テヘラン市内には57のバーザーレ・ルーズがある。とはいえ、それぞれのバーザーレ・ルーズは立地や住民層などの違いを反映してか、場所によって施設規模がかなり異なっている。

近年,宅地造成の進捗とともに急激に人口の増加しているテヘラン北西部のシャフラケ・ガルブ(Shahrak-e Gharb)地区にあるバーザーレ・ルーズの敷地はそれほど大きくなく,複数の民間商業店舗が隣接する。その一帯が日用品を買い求める近隣の住民で賑わい,バーザーレ・ルーズを核とした商店街のようになっている(写真8)。

一方,高級住宅地として知られるファルマーニーイェ(Farmānīye)地区では,門で仕切られた敷地内に,バーザーレ・ルーズのほか,協同組合販売所(forūshgāhe taˈāvonī)(注達),市政府直営のスーパーマーケット「シャフルヴァンド」(shahr-vand 市民の意),駐車スペースなどを併設した複合施設が建設されている(写真9,10)。買い物客は,目的に応じて複合施設の中に併設された数種類の店舗を使い分けることができるようになっている。バーザーレ・ルーズの店舗は2階建ての大きな建物にあり,シャフラケ・ガルブのものに比較して施設のつくりは全体としてゆったりしている。

バーザーレ・ルーズは公休日などを除き毎日開催されている。市場の施設そのものは市政府が所有しているが,商品の販売業務を行うのは民間業者である。市政府は,公式には入居業者の条件を,「自身が生産者であり,かつ自分の生産した青果物を販売する者」と定めている。農地を所有し,農家として家計を営んでいることが認められなければならない。しかし聞き取り調査によれば,これが遵守されている例は少なく,入居を許可されている生産農家から委託された流通業者が集荷・販売しているようだ。

市政府と契約農家との取り決めでは,毎年

更新される契約の際に,販売する商品の種類が特定され,それ以外のものは売れないことになっている。また価格付けについては,市の設置した価格委員会(バーザーレ・ルーズの管轄組織)から,毎日の搬入時点で申し渡された公式価格(注26)に準拠せねばならない。原則として市場内では「一物一価」制を採っており,したがって扱われている商品の品質には選択肢がない。

この市場の購買層はテヘラン市の平均的所得層と想定されており、価格帯は比較的廉価であるが、商品の品質もさほど上質でない、というのが市民の一般的な評価となっている。しかし市政府が運営上の責任も負っているために、販売者が価格を遵守していない場合や、品質が甚だしく劣化している場合などには、常設されている市場内の管理事務所へ苦情の申し立てができることになっている。苦情が妥当と見なされれば販売者に罰金が科せられるという。

このバーザーレ・ルーズは,市民の日常の食料調達先としてはきわめて定着している。比較的成功裡に運営されており,顧客数も安定している。最近の議論では,従来のように市場内の「一物一価」制をやめて,さまざまな品質の商品をさまざまな価格帯で置くようにしては,といった要望も出されているが,いまだ実現には至っていない。

むすびにかえて

以上見てきたように,テヘラン市には現在, 青果および食肉・鮮魚の卸売市場,各行政区 に設置された青果・食肉小売市場という2種

写真8



シャフラケ・ガルブのバーザーレ・ルーズ

写真9



ファルマーニーイェの複合施設

写真10



複合施設内のバーザーレ・ルーズ

類の公設市場がある。これまでに紹介したように、それぞれの市場における市政府の関与の度合いは互いに異なっている。すなわち卸売市場に対しては市政府は専ら市場の開催(場所・入居業者の確保)のみに責任を負っているのに対して、小売市場に対しては、商品の価格設定に一定程度の規制をもうけ、より

関与の度合いが強いことが窺われた。

第 節で見たように,1990年代以降のテヘ ラン市の流通政策には,独自財源の確保とい う側面があることを忘れてはならない。この 意味では市政府にとって, 青果および食肉・ 魚卸売市場の移転・新規開設は,入居業者か らの営業権収入や地方税などを中心とした付 加的な新財源を用意したと言えそうである。 一方,小売市場(バーザーレ・ルーズ)は1980 年代から開催されており,市民向け低価格を 標榜している点(注27)から見て,直接1990年 代以降の市政府の流通政策と結びつけて論じ ることは難しい。しかし昨今の「一物一価」 制の見直し議論などに見られるように今後幅 広い顧客獲得を目的としたより営利性の高い 事業として位置づけられていく可能性は否定 できない。

さて冒頭にもふれたが、テヘラン市では本稿でこれまでに紹介した公設市場のほかに、市政府が明確な営利事業として取り組むセルフ・サービスの大型スーパー・チェーン「シャフルヴァンド」がある。同スーパーは、市政府と民間の合弁事業(注28)として1994年にスタートした。株式は民間へ売却されているが直接の管理・経営には市政府が当たっており、「公営」市場とも呼べるものである。

1994年に第1号店がオープンし,現在テヘラン市内には9店舗が開設されている。当初は,品揃えが貧弱で生鮮食料品などは多くの場合品切れの状態であったが,現在ではかつてのイメージを一新する豊富な品揃えと物量で,やや高めに設定された価格帯にもかかわらず恒常的な顧客を獲得している。食料のほかに,石鹸やシャンプーなどの生活雑貨類,家電製品などが揃っている。国産の加工食料

品や乳製品,青果などに並んで,外国製の家電製品が陳列されたショーウィンドーも目を引く。これらの商品は,市政府の経営担当者が直接,生産者(輸入製品の場合は取り扱い業者)に連絡をとり入荷している。以前のように,販売する商品をことさら国産品に限定しないことで,より豊富な品揃えを確保し,高級感を持たせることに成功している。

シャフルヴァンドのこうした販売戦略は,マダニープールの指摘にあるように,1990年代以降,テヘラン市が各種の行政サービスに企業家的アプローチを採用したことと密接な関係を持つ。シャフルヴァンドの経営はテヘラン市政府が独自財源確保のために重視している流通政策といえるが,営利事業として一定の成果すら挙げるに至っていることは注目に値する。

世界の諸都市の公設市場の事例にも見られ たように,一般的には,都市の発展に伴う人 口増加,交通混雑,環境汚染,土地利用の限 界などの都市問題と,それらに伴う食料流通 の非効率化が,公設市場の開催者である行政 当局の直面する課題である。そこでは,一定 のルールを遵守させながらも,民間業者の自 由な市場活動を保障することを通じて効率的 な流通機構を実現しようという行政当局の意 図も窺い知ることができた。テヘラン市にお いても都市管理上の諸問題の解決策として, さしあたり市政府は,卸売市場の整理・再編・ 新規開設を試みたということができる。しか しより注意深く観察するならば, 目下のテヘ ラン市の流通施策の重点は、公設市場の開設 を通じた既存の流通機構(その大部分は民間 業者によって担われてきた)に対する行政的な

監督や統制にではなく,むしろそれら機構への新たな参入にあるように見える。またそれは,市政府と民間業者との競合の可能性すら孕んでいるのである。

市政府の流通政策の展開と,今後しばらくは拡大が予想されるテヘラン市の流通機構のさらなる発展の行方は,興味を惹かれるところである。

- (注1) 関東大震災によって旧来の鮮魚・青果などの民営卸売市場が壊滅的打撃を受けたことで計画が加速したと言われている(東京都中央卸売市場『市場のしおり』)。ちなみに,日本初の中央卸売市場は1927年に京都市で誕生した。
- (注2) 日本における現行の「卸売市場法」によれば、農林水産大臣から認可を受け地方公共団体が開設する公設市場を「中央卸売市場」と呼ぶ。日本においてはこの他に地方卸売市場と呼ばれる市場が多数あり、その大部分が民営(私設)市場、一部は公設市場である。
- (注3) 平成14年現在。農水省食品流通局市場課調べ。 (注4) 保田芳昭・加藤義忠編『現代流通論入門新
- 版)』有斐閣ブックス,1994年。 (注5) 流通政策研究における定説はいまだなく, 保田の挙げる流通社会政策を流通政策の範囲に含

めることに異議を唱える論者もある。

- (注6) 小林康平「都市の拡大にあえぐロンドンと パリの流通システム」(『変貌する農産物流通シス テム-卸売市場の国際比較』農山漁村文化協会, 1995年,第2章)52~82ページ。
- (注7) 同上。
- (注8) 法定卸売市場は、「農水産物流通および価格安定に関する法律」(1976年)に依拠して地方自治体(市)が開設し、指定卸売人に運営が任されている。これらは、さらに政府の公共投資によって開設された「公営法定卸売市場」と民間によって建設された「一般法定卸売市場」とに分けられる。韓国にある法定卸売市場のほとんどは後者である。甲斐諭「卸売市場近代化の課題」(『変貌する農産物流通システム…』第6章)186~209ページ。

- (注9) 韓国の法定卸売市場は,開設者は地方自治 団体であるが,投資者は政府である。
- (注10) Abo'l-Qāsem Tāherī, *Edāre-ye omūr-e shahr-dārī*, nashr-e Qūmes , 1377 (1998), pp .145-156.
- (注11) Ali Madanipour, *Tehran: the Making of Metropolis*, John Wiley & Sons Ltd., 1998.
- (注12) 現在のイランにおける市政府の諸権限を定 めた法律は,1949年に制定された「市町議会・市 政府設置法」(gānūn-e tashkīl-e shahr-darī-hā va anjoman-e shahr-hā va qasabāt)を改正した1952年 の都市行政法 (qānūn-e shahrdārī), および1976年 改正の同法を基本としているとされている。改正 の際に議論の対象となったのは,各市政府に与え られる自治権(の適用範囲)をめぐるものであっ たが、レザー=シャー期に大幅に縮小されて以後、 1907年にフランスおよびベルギーの地方政府関連 法規をもとに初めての「自治体法」(gānūn-e balādiye)を制定した当時の水準を回復していない(Tāherī)。この間,市政府に与えられてきた役割は, 実際には都市におけるきわめて即物的な施設管理 に関する部分に限定され, それはイスラム革命後 も継続した。マダニープールは,イスラム革命後 の市政府の役割が基本的に革命前と変わらず,依 然として内務省が大きな政治的権限を有している としながらも,教育・文化面,および水利・電気・ 病院施設の管理などの面で,若干の市政府の権限 拡大があったと附加している。またテヘランでは 革命後にいくつかの新しい管理体制が出現した。 市政府内に,財政・行政・福祉・都市サービスな どの管理運営評議会が設立され,市街地は20区に 分域化された(Madanipour)、現在のテヘランは この20区それぞれにある地域庁が,上述したよう な部局を備えた中央市政府の下に置かれている。
- (注13) 一定の密度規制に基づいて建物の高さや公 共スペースの確保を管理する方法を指す(Madanipour)。従来規制は比較的厳しく運用されていた が、1990年代(とりわけ半ば以降)には所定の課 徴金の支払いを通じて容易にその適用を回避でき る類のものとなった。
- (注14) バフマン広場付近で操業していた青果業者 は一般的には「ガルエ(イェ)・モルギー(qal'e - ye morghī)の青果業者」と呼ばれている。

- (注15) サルゴフリー(sar-qofli)と呼ばれる,イランで商業不動産取引の際に用いられる概念である。一般的には,商業活動用の不動産の賃貸契約時に付与される,賃借人にとって売買可能な優先的使用権と定義できる。サルゴフリーに関しては,近々稿を改めて詳細な分析を行う予定である。
- (注16) 東京の中央卸売市場の中で最大の面積を誇る大田市場は38ヘクタールである。
- (注17) 小売業者もしくは市内の飲食店・ホテルな どから,特別に大量注文の入った場合はこの限り ではない。
- (注18) 処分には廃棄と投げ売りとがあるが、廃棄 は実際にはほとんどないとされており、市場の清 掃員として雇用されている契約職員が無償で持ち 帰ることも多いという。葉もの野菜などは投売り といっても食用ではなく、肥料として売られるこ とが一般的である。
- (注19) 一般に,イランの食料市場で競りの行われているケースはきわめて少ない。ギーラーン州の魚市場では競りが行われていることが知られているが,例外的な事例であろう。
- (注20) 基本農産物については、保証価格(qeimate tazmīnī)が決められ、イラン政府が価格の下支えを行っている。農業経済計画研究所(mo'assese-ye pazhūhesh-hā-ye barnāme-rīzī va eqtesād-e keshāvarzī)の研究員に対する聞き取りによれば、この制度は現在20から30品目(小麦,米,じゃがいも、タマネギなど)について適用され、年頭に政府および関係省庁の会議で最低保証価格が決定されている。市場価格がこれを下回るような場合には、政府が買い取ることが定められている。
- (注21) これらはあくまでも原則であるので、実際はさまざまな運用上の措置が取られている。昨今では日本の流通事情が大きく変化し相対取引が主流になっている商品が多いが、小口の流通業者保護などを目的に一定割合の競り取引を義務づけるなどの対策が採られている。
- (注22) 同機構は約50年前に設立された。
- (注23) 衛生管理官の話では,郊外の屠場は民間業者の所有による比較的小規模のもので,近代的設備を備えているところは少ないということだった。
- (注24) 調査の都合上,直接入居業者に確認できな

- かったが,恐らく青果市場と同様に市と入居業者とが営業権契約を結んでいるものと考えられる。 契約そのものは毎年更新される。
- (注25) 協同組合は、イスラム革命後に政府の提唱 をうけて,各経済部門に著しくその数を増やした。 しかし, そうした協同組合が開設する協同組合販 売所 (forūshgāh-e taʻāvonī) は, 現在のテヘラン 市内の食料流通部門では,事実上さほど重要な位 置は占めていないと考えられる。現在,テヘラン の食料流通分野で活動する協同組合が正確にいく つあるのかは統計資料からは判然としない。恐ら くは関連の事業を行っているであろうと思われる のは「消費者需要調達協同組合会社」(sherkat-hāye ta'āvonī-ye tāmīn-e niyāz-e masraf-konandegān) として登記されている販売所や,「農村協同組合会 社」(sherkat-hā-ye ta'āvonī-ye rūstāī)の一部であ ろう。前者は2001年現在でテヘラン州に約1900社 が組織されており,その資本金は2005億リヤール と報告されている (Markaz-e āmār-e Īrān, Sāl-nāme -ye āmārī-ye keshvar 1380 ,Tehrān, p 344)。農業 経済計画研究所によると,農村部の協同組合会社 は,政府が農産物を保証価格で買い上げる際の窓 口の役割を果たしたり,地域で生産される農産物 の都市部の消費者への販売機能を負ったりする。 また都市部においてはその販売所を通じて配給物 資の分配が行われるなど, きわめて公共部門的な 色彩の強い活動を展開している。
- (注26) この公式価格と前述した保証価格は同じも のではない。バーザーレ・ルーズでの公式価格は, 通常保証価格を下回ることはない。
- (注27) イスラム革命後,政府によって「国内の流通過程における中間者の排除」のための生産者から消費者への直接取引が推奨された時期がある。 バーザーレ・ルーズはおそらくはこうした考え方を色濃く反映しているものと考えられる。
- (注28) スーパーの施設建設などの初期投資は市政府が行い,株式を民間へ販売するかたちで投資分を回収し運転資金を確保した。運営は市政府が行い,毎年株主には20%の配当が保障される。

(いわさき ようこ/地域研究センター 中東研究グループ)